

「経営・ビジネス・生活」のちょっとしたヒントや気になる話題など様々なお役立ち情報を発信!

# C-Box通信 12月号

## はじめに

一か月近くに亘った、サッカーワールドカップはアルゼンチンの優勝で幕を閉じ、気が付けば2022年もあとわずかとなりました。

コロナ過になって3年近くなり、これで取まってくれるかと思いきや、また感染が広がっているようです。

一日も早く、コロナ治療薬が出来てマスクの要らない日常が来て欲しいです。

2022年は皆様にとってどんな年でしたか?

今年も一年、皆様にはいろいろとお世話になりました。ありがとうございます。

2023年が皆様にとって良い年であるようにお祈り申し上げるとともに、2023年も皆様により良いサービスを提供して参りたいと存じます。それでは、2022年最後のC-BOX通信をお届け致します。皆様、よいお年をお迎えください。



## 今月のコラム

### 「『私の履歴書』と一か月」

**私**は、毎朝、日経新聞の「私の履歴書」を読むのを楽しみにしています。経済界、学界、芸術等の分野で活躍されている方の生い立ちから始まりこれまでの生きざまを一か月にわたって「履歴書」の形で掲載されているもので、中には、それが一冊の本になっておられる方もいらっしゃいます。

どのような分野の方であれ、その方の隠れたエピソードや生き方、考え方を知ることが出来、また、仕事のヒントになるようなことも多々あります。

ご本人が直接書かれている場合も、ゴーストライターが書いている場合もあるでしょうが、一か月間で、自分のほぼ一生を語りつくすの



はさぞかし大変な事だと思います。

「私の履歴書」の内容によっては、ネット上で、酷評されることや、物議を醸し出すこともあり、そこがまたこの「履歴書」の楽しみでもあります。

この「私の履歴書」20日目を超える頃になると佳境に入りますが、そのころに、今月の「C-BOX通信」原稿はどうでしょうか!とハタと気づいて、コラムのネタ探しをするのですが、「私の履歴書」からネタをもらったことはなく、あっという間に一か月が過ぎているような毎月です。



### 「いちごの季節」

**弊**事務所「オフィスいちご」の「いちご」は「一期一会」からとっていますが、私自身いちごが大好物という掛け合わせによるものです。では、その「いちご」、何時が食べ頃かご存じですか?「いちご」といえば春が旬というイメージがありますが、冬の1月、2月が食べ頃だそうです。12月には、クリスマスケーキに使うた

め、「いちご」が多く出荷されますが、そのピークを超えた、年明けの1月、2月が一番、水分も糖度も高く美味しいとのこと。年明けの1月、2月は弊事務所も繁忙期に入ります。

まさに「いちごの季節」となります。





とある事例をもとに税務について知識を深めましょう!

# いちご白書

## クイック税務

今月のクイック税務は“遺産分割に関する民法改正”についてです。きちんと理解して考えを深めましょう!

### 今月のケース

### 遺産分割に関する民法改正と相続税の申告期限



**遺**産分割に関する民法が改正され、被相続人が亡くなってから10年を経過した後にする遺産分割は、基本的に法定相続分によることとなり、2023年の4月1日から施行されます。

一方、相続税の申告は、被相続人の死亡を知った日(被相続人の死亡日)の翌日から10カ月以内にしなければなりません。そして、この「10カ月」という期限について、前述の民法改正に伴う変更はありません。

ただ、申告期限までに遺産分割協議がまとまらず、未分割のままであることも起こりえます。その場合でも未分割のまま申告納税を行います。未分割のままの申告納税では、相続財産を法定相続分で相続したものとみなして申告納税を行います。

その際には「小規模宅地等の特例」や「配偶者の税額軽減」といった相続税を減額できる特例の適用は受けられません。相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付しておけば、相続税の申告期限から3年以内に分割された場合には、特例の適用を受けることが出来ます。

なお、相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日において相続等に関する訴えが提起されているなど一定のやむを得ない事情がある場合においては、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出し、その申請につき所轄税務署長の承認を受けた場合に

は、判決の確定の日など一定の日の翌日から4か月以内に分割されたときに、これらの特例の適用を受けることができます。どちらにしても、特例の適用を受ける場合には、分割が行われた日の翌日から4ヶ月以内に「更正の請求」を行う必要があります。

一時的にせよ未分割の状態での納税を行うことは、各相続人は事前にかかりの納税資金の準備をしなければなりません。できる限り、円滑に遺産分割協議が進むように持っていくことが重要です。

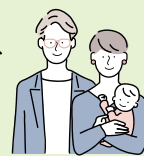
#### 遺産分割協議



死亡

10年経過後の遺産分割は、基本的に法定相続分

→ 2023年の4月1日から施行



#### 相続税の申告



死亡

→ 10カ月以内



税務署

もっと詳しく知りたい、相談したいという方は  
下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士法人オフィスいちご  
有限会社コンサルティングボックス  
荻野公認会計士事務所

TEL 052-848-7145